

平成 30 年度 鎌倉市職員労働組合・同現業職員評議会からの申し入れに係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

平成 30 年 3 月 23 日から平成 30 年 8 月 2 日まで 4 回

3 申し入れ項目及び職員組合の主張と合意内容

項目	職員組合の主な主張	合意内容
交渉ルールについて	小委員会交渉を団体交渉の一形態として認めること。 労使合意が整った場合、概要を文章にまとめ双方が保管すること。	・法律上の交渉の実施形態については、「本交渉」と「実務者交渉」の二通りとする。 ・労使合意が整った場合は、概要を文章にまとめ、双方が保管する。 ・それ以外の交渉のルール等については、地方公務員法その他法律に則って運用していく。
新しい人事・給与制度の継続協議について	協議未了事項について具体的な提案・協議を行い、実現に向け努力すること。 職員のモチベーションアップにつながる施策を創出・協議すること。	・労使がそれぞれ具体的な案を検討する。意見を出し合いながら、協議をしていく。
条例化が必要な労働条件改正の扱いについて	条例案ができた時点で、組合側に示すこと。 市は、議案の可決に向け、事前に議案の趣旨及び必要性についてしっかり説明すること。 議案が否決された場合において対策を講じること。	・労使交渉を経て合意のうえ作成した条例案については、情報共有を図る。 ・従前から、議会に対し議案の事前説明は行っているところであり、今後も議案の趣旨や必要性についての説明をしっかり行っていく。 ・議案が否決された場合の対応など今の時点では答えられない。議会の議決権を害するようなことはできない。その時点で組合に具体的な提案があれば協議には応じる。
組合事務所について	現本庁舎敷地内に組合サテライト事務所を確保するよう努めること 本庁舎を移転する際に、本庁舎敷地内に組合事務所を確保するよう最大限の努力をすること	・現庁舎にスペースを見つけることはできないが、組合側から具体的にここのスペースはどうかといった提案があれば、協議をしていく。 ・過去の労使協議を踏まえ、努力していく。